

令和元年11月28日
福島県保健福祉部社会福祉課

令和元年度第1回福島県災害義援金配分委員会の開催結果について

本日、下記により開催しました委員会において、令和元年台風第19号等災害福島県義援金の第1次配分の対象と基準等を別紙のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

- 1 日 時 令和元年11月28日(木) 13時30分～14時45分
- 2 場 所 ふくしま中町会館 6階 特別会議室
- 3 出席者 福島県災害義援金配分委員会委員（学識経験者、市町村関係団体、義援金受付団体、福祉関係団体、福島県による委員10名出席）
- 4 議 題 令和元年台風第19号等災害福島県義援金の第1次配分の対象と基準について 外

(別紙)

令和元年台風第19号等災害福島県義援金 第一次配分について

1 義援金の配分について

県は、義援金受付団体からの義援金を集約し、義援金配分委員会で配分の対象と基準を決定した上で、市町村からの被災対象者等の報告に基づき、市町村に義援金を配分する。その後市町村から被災世帯に義援金を支給する。

2 配分地域

災害救助法が適用された福島県内の市町村

3 対象となる災害

令和元年台風第19号及び令和元年10月25日からの大雨に伴う災害

4 受入義援金(令和元年11月26日現在)

日本赤十字社	779,888千円※
共同募金会	45,558千円
県分義援金	<u>367,297千円</u>
計	1,192,743千円

※11/28 受入見込予定 416,511 千円を含む

5 配分対象

(1) 人的被害

- ・死者(災害関連死を含む)・行方不明者
- ・重傷者(全治1ヶ月以上)

(2) 建物被害(住家を対象とし、配分単位は世帯とする)

- ・全壊
- ・半壊(大規模半壊を含む)
- ・一部損壊(準半壊)及び床上浸水※
- ・一部損壊(10%未満)(床下浸水)

→市町村発行のり災証明により認定

※ 越流や堤防決壊等により広範囲に浸水した区域の床上浸水は、半壊以上に区分される。

(3) 配分対象被害の重複支給

人的被害と建物被害の重複支給は可とする。

6 第一次配分 配分表

	対象※ (件)	配分比率	配分単価 (円)	配分額 (円)
死者・行方不明者	32	1.0	100,000	3,200,000
重傷者	1	0.5	50,000	50,000
全壊	2,533	1.0	100,000	253,300,000
半壊(大規模半壊を 含む)	13,913	0.5	50,000	695,650,000
一部損壊(準半壊)及 び床上浸水	3,607	0.25	25,000	90,175,000
一部損壊(10%未満) (床下浸水)	3,760	0.125	12,500	47,000,000
合 計	23,846			1,089,375,000

留保額 103,368 千円

※ 対象は11月20日現在、市町村に算定基礎数値(被災件数)を照会した数値

7 第一次配分スケジュール

- 1 1月28日 第1回「福島県災害義援金配分委員会」
- 1 2月上旬 市町村に対象件数・所要額を照会
- 1 2月下旬 所要額を各市町村に交付
市町村を通して被災者に支給

8 今後の予定

- 2月 第2回「福島県災害義援金配分委員会」開催
市町村に対象件数・所要額を照会
- 3月 所要額を各市町村に交付
市町村を通して被災者に支給
(時期は義援金の状況により変更する場合があります。)